

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 45 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 項を加える。

- 2 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に第 4 条の 4 第 1 項第 2 号、第 4 条の 6 第 1 号、第 4 条の 8 第 1 項第 1 号、同条第 2 項、第 4 条の 9 第 1 項第 1 号、第 4 条の 10 第 1 項第 1 号、第 4 条の 11 第 1 項第 1 号及び第 4 条の 12 第 1 項第 1 号に規定する家屋又はその敷地である土地の取得が行われた場合（当該取得について、この条例において定める不動産取得税の不均一課税の適用がある場合に限る。）における不動産取得税の税率は、第 4 条の 4 第 1 項第 2 号、第 4 条の 6 第 1 号、第 4 条の 8 第 1 項第 1 号、同条第 2 項、第 4 条の 9 第 1 項第 1 号、第 4 条の 10 第 1 項第 1 号、第 4 条の 11 第 1 項第 1 号及び第 4 条の 12 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、100 分の 0.3 とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県税特別措置条例附則第 2 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 46 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和 38 年熊本県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「第 72 条の 17 第 1 項」を「第 72 条の 49 の 8 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 47 号

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例

熊本県防災会議条例（昭和 37 年熊本県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「35 名」を「36 人」に改める。
第 3 条第 1 項中「30 名」を「30 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 48 号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 34 年熊本県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条第 3 項中「534 円」を「467 円」に、「100 円」を「167 円」に改める。
- 第 9 条の 2 第 2 項第 1 号中「108,300 円」を「106,100 円」に改め、同項第 2 号中「58,750 円」を「57,580 円」に改め、同項第 3 号中「54,150 円」を「53,050 円」に改め、同項第 4 号中「29,380 円」を「28,790 円」に改める。

別表第 1 中

6,048 円	7,928 円	9,740 円	11,540 円	12,910 円	13,983 円
4,510 円	5,463 円	6,323 円	7,570 円	8,808 円	9,915 円

を

「

5,940 円	7,770 円	9,963 円	11,303 円	12,645 円	13,693 円
4,435 円	5,360 円	6,413 円	7,420 円	8,633 円	9,720 円

に改める。」